

第 5 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和4年5月25日 午後3時00分から3時40分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	13	平 尾 秀 元	出席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	原 弘 美
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 任	佐 藤 章
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明

- 4 議事録署名委員
 - 9番 久保 靖彦 委員
 - 10番 大西 忠義 委員

- 5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 土地の現況証明願について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて
- 議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定に係る下限面積の別段の設定について

6 議事

(開会 午後3時00分)

議 長 　ただ今から、令和4年第5回音更町農業委員会総会を開催いたします。
　ただ今の出席委員は19名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

　議事録署名委員は、9番 久保委員、10番 大西委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

　報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 　(報告第1号第1項から第7項朗読、説明)

議 長 　説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 　(全員なし)

議 長 　なければ、報告第1号を終了いたします。

　次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 　(報告第2号第1項及び第2項朗読、説明)

議 長 　説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 　(全員なし)

議 長 　なければ、報告第2号を終了いたします。

　次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 　(議案第1号第1項から第5項朗読、説明)

　本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

　なお、第4項及び第5項につきましては、議案第5号においてあっせんの申出がございます。以上です。

議 長 　説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 　(全員なし)

議 長 　議案第1号第1項から第5項について、要件を満たしているということによろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第5項までについては、要件を満たしていると確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第2号第1項の案件につきましては、私のほうで現地調査を行っていますので、調査報告をいたします。

先般、譲渡人、譲受人お揃いのところでお話を伺ってまいりました。お二人は、譲受人のお父さまと譲渡人が兄弟ということで、親戚関係になります。3条に面積の制限があった頃からの賃貸契約でございまして、1筆の土地で3条の契約とあっせんの契約がありまして、以前はもう一人の方にもあっせんで貸しておりましたけれども、あっせんの終期が来たため、この度、売買をしたいということでお話がありまして、もう一人の方には申し訳ないけれどもということで、更新はせず、今回の譲受人に全部の土地を売買するというで決まったお話でございます。

売買金額につきましては、地区の平均的な価格でありますので、地域調和要件等、地域に悪影響を及ぼすおそれはないと考えております。以上です。

ただ今、現地調査報告をいたしました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の2ページから4ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。安田委員から調査報告をお願いいたします。

4番 先月27日に事務局とともに現地のほうを確認してまいりました。土地所有者の住

宅の南側に旧道路用地の雑種地が通ってございます。現状の道路が北側にあることから、宅地が飛び地のようになっておりましたところを、庭先を含めて四角く宅地としたいということでもあります。宅地の西側のトタン塀の外側の部分につきましては、宅地から畑にするということで確認をしましてまいりました。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第4号第1項から第7項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

つきましては、第8項からご説明いたしますので、「議案書」14ページをご覧ください。

(議案第4号第8項及び第9項朗読、説明)

議案第4号第1項から第9項までにつきましては、別添「調査書」5ページから7ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項から第9項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項から第9項までについて、決定いたします。

次に、議案第5号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項から第5項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。

本日、午後2時から農地調整部会が開催されており、議案第5号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、音幌地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、音幌地区のBさん（46歳）、音幌地区のCさん（68歳）、そして新たに、中昭和地区のDさん（58歳）、中昭和地区のEさん（62歳）の4名を選定いたしました。

第2項、東栄南地区のFさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、音幌地区のCさん（68歳）を選定いたしました。

第3項、東士狩地区のGさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、東士狩地区のHさん（65歳）、東士狩地区のIさんの（49歳）、東士狩地区のJさん（42歳）、東士狩地区のKさんの（37歳）の4名を選定いたしました。

第4項、開進地区のLさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、鈴蘭地区のMさん（54歳）を選定いたしました。

第5項、柳町仲地区のNさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、東昭和地区のOさん（49歳）を選定いたしました。以上です。

議長 ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第5号第1項から第5項までについて、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第5項までについて、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 （あっせん委員の発表）

議長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくをお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

次に、議案第6号「農地法第3条第2項第5号の規定に係る下限面積の別段の設定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 本件につきましては、平成21年度の農林水産省からの通知により、農業委員会において、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について、審議を行うこととなりましたので、「下限面積の別段の設定について」を議案として提出させていただきました。

別紙、農地法第3条第2項第5号の規定に係る下限面積の別段の設定について、という資料をご覧いただきたいと存じます。

(議案第6号別紙・資料朗読、説明)
以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

12番 二つの資料で総農家戸数の差に対して経営面積が2ヘクタールを下る農家戸数の差に大きな違いがありますが、なぜ、このようになるのかという点と、2ページの表を見ると、経営耕作地なしの戸数だけみても、1ページの農業概要の経営面積が2ヘクタールを下る農家戸数が大きく下回っているのは、根本的に資料が違うようにみえますが、整合性をとったりはしないのでしょうか。以上です。

事務局長 ただ今、ご質問のありました件につきまして、二つの資料のうち農業センサスは、国が調査している資料でございます。農業概要は町が調査している資料でございます。調査方法が違うために、これだけの差が出ているものと思われまます。2ページ目の経営耕作地なしの戸数につきましても総農家戸数が違うことから、集計方法が違うのではないかとと思われまます。詳しい集計方法につきましては押さえておりませんが、このようなことから、これだけの差が出ているものと思われまます。以上です。

議 長 説明が終わりました。よろしいですか。

12番 わかりました。以上です。

議 長 みなさんから、ほかにご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号について、下限面積は別段に設定しないこととすることによりよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号について、下限面積は別段設定しないことに決定いたします。以上で議案は全て終了しました。

以上をもちまして、令和4年第5回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

(閉会 午後3時40分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和4年5月25日

議長 石川清光